

# 人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和4年10月1日から制度の見直しを行いました

## 「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和4年10月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

## <令和4年10月1日の改正内容>

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資促進コース	雇用保険被保険者を対象とした定額制サービスによる訓練など	1 提出書類の省略	2 定額制訓練の要件変更及び提出書類の簡略化
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練など		3 高度デジタル人材訓練の要件変更
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練		4 情報技術分野認定実習併用職業訓練の要件変更及び提出書類の省略
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練		5 認定実習併用職業訓練の提出書類の省略

### 1 提出書類の省略

一般教育訓練等（専門実践教育訓練、特定一般教育訓練及び一般教育訓練の指定講座の訓練）を実施した場合に、支給申請の際に提出が必要となる「**一般教育訓練等の経費負担額に関する申立書**」の提出を省略しました。

### 2 定額制訓練の要件変更及び提出書類の簡略化

#### 【変更点1】

特段の理由なく契約期間の初日から起算して**1か月前までの提出期限を超過し、かつ契約期間の初日が到来していない定額制サービス**（サブスクリプション型の研修サービス）についても、**助成対象**としました。（計画届の提出日から1か月後を契約期間の初日とみなします。）

#### 【変更点2】

計画届の際に提出が必要となる「訓練別の対象者一覧（様式第4-1号）」について、定額制訓練では、記載内容を簡略化の上、「**定額制訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）**」を提出することに**変更**しました。

#### 【変更点3】

計画届の際に提出が必要となる「**対象者全員分の雇用契約書等の写し**」を省略し、支給申請の際に、**受講時間数が10時間以上の要件を満たす対象者分の雇用契約書等の写し**を提出することに**変更**しました。

### 3 高度デジタル人材訓練の要件変更

対象事業主の要件に、「企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主」を追加しました。また、この要件を適用する場合、計画届の添付資料に「事業主におけるDXの推進に関する申立書（様式第3-4号）」及び「検討を踏まえて策定した事業内計画等」を追加しました。

※対象事業主の要件（該当部分）

- ① 主たる事業が日本標準産業分類（大分類）の情報通信業である事業主  
（主たる事業が情報通信業以外の場合は以下②から⑤のいずれかに該当する事業主）
- ② 産業競争力強化法に基づく事業適応計画（情報技術適応）の認定を受けている事業主
- ③ 情報処理の促進に関する法律第31条に基づく認定制度の認定を受けている事業主
- ④ デジタル経営改革のための評価指標を用いて、経営幹部、事業部門、IT部門などの関係する者で自己診断を行い、当該診断結果を（独）情報処理推進機構に提出するとともに、当該自己診断を踏まえた事業内計画等の計画を策定している事業主
- ⑤ 企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主【追加】

### 4 情報技術分野認定実習併用職業訓練の要件変更及び提出書類の省略

#### 【変更点1】

対象労働者について、未経験者又はキャリアコンサルティングの中で過去の職業経験の実態等から必要と認められる者（情報処理・通信技術者としての業務経験が概ね1年未満の者）としていましたが、**経験年数が1年以上であっても当該業務から長期間離れていたなど、キャリアコンサルティングの結果、職業経験の実態等から必要と認められる者を対象**とすることにしました。（業務経験が概ね1年未満の者の部分を削除）

#### 【変更点2】

計画届の際に提出が必要となる「認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書（写）」の提出を省略しました。

#### 【変更点3】

計画届の際に提出が必要となる「対象労働者の生年月日がわかる書類」の提出を省略しました。

### 5 認定実習併用職業訓練の提出書類の省略

計画届の際に提出が必要となる「認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書（写）」の提出を省略しました。

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。

雇用関係助成金 受付窓口一覧  
(厚生労働省ホームページ)



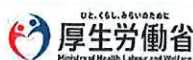
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



人材開発支援助成金

検索



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク